

第5章 自営電気通信設備の接続等

(自営電気通信設備の接続)

第27条 契約者は、その契約者回線に、又はその契約者回線に接続されている電気通信設備を介して、自営電気通信設備（移動無線装置にあつては、当社が無線局の免許を受けることができるもの及び当社のソフトバンクモバイル(E)データ通信サービスの契約者回線に接続することができるものに限ります。）を接続するときは、当社所定の書面によりサービス取扱所にその接続の請求をしていただきます。

- 2 当社は、前項の請求があつたときは、次のいずれかに該当する場合を除き、その請求を承諾します。
 - (1) その自営電気通信設備が、無線設備規則に適合しないとき。
 - (2) その接続が別記1に規定する技術基準及び技術的条件に適合しないとき。
 - (3) その接続により当社の電気通信設備の保持が経営上困難となることについて、総務大臣の認定を受けたとき。
- 3 当社は、前項の請求の承諾に当たっては、事業法施行規則第32条第1項で規定する場合に該当するときを除き、その接続が前項第1号の技術基準及び技術的条件に適合するかどうかの検査を行います。
- 4 前項の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。
- 5 契約者が、その自営電気通信設備を変更したときについても、前各項の規定に準じて取り扱います。
- 6 契約者は、その契約者回線への自営電気通信設備の接続を取りやめたときは、そのことをサービス取扱所に通知していただきます。

(自営電気通信設備に異常がある場合等の検査)

第28条 契約者回線に接続されている自営電気通信設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合の検査については、第24条（自営端末設備に異常がある場合等の検査）の規定に準じて取り扱います。

(自営電気通信設備の電波発射の停止命令があつた場合の取扱い)

第29条 自営電気通信設備（移動無線装置に限ります。）について、臨時に電波発射の停止命令があつた場合の取扱いについては、第25条（自営端末設備の電波発射の停止命令があつた場合の取扱い）の規定に準ずるものとします。

(自営電気通信設備の電波法に基づく検査)

第30条 自営電気通信設備（移動無線装置に限ります。）の電波法の規定に基づく検査を受ける場合の取扱いについては第26条（自営端末設備の電波法に基づく検査）の規定に準ずるものとします。